

2024年春の栃木県農作業安全確認運動実施要領 ～「徹底しよう！農業機械の転落・転倒対策」～

令和6(2024)年3月 栃木県農政部

1 目的

本県では農作業による死亡事故が毎年発生し、過去10年間に59名もの尊い命が失われている状況にある。死亡事故原因別では、全体の41%が乗用型トラクターによるもので、年齢別では約8割が65歳以上の高齢農業者である。

ついては、春の農繁期を迎えるにあたり、乗用型トラクターなど農業機械における死亡事故防止に向け、「徹底しよう！農業機械の転落・転倒対策」をテーマに、転落・転倒対策を重点的に実施するとともに、高齢農業者の事故防止や熱中症予防を図るため、春の農作業安全確認運動を実施する。

2 運動期間

令和6(2024)年4月1日(月)から6月30日(日)までの3か月間

3 推進事項

(1) 農業機械の転落・転倒対策

乗用型トラクターなど農業機械の転落・転倒による死亡事故が多く発生していることから、主に次に掲げる取組の徹底を図る。

【事故防止対策】

ア ほ場周辺の危険箇所の確認、危険箇所での減速、危険箇所の迂回の実践

イ 危険箇所の改善(道路端や曲がり角の草刈り、路肩の補強等)

【転落・転倒してしまった場合の被害軽減対策】

ウ 安全フレーム付きトラクターを利用した上でのシートベルト着用

エ ヘルメットの着用

(2) 高齢農業者の事故防止

ア 複数人での作業を心がけ、一人で作業を行う場合は携帯電話を所持

イ こまめな休憩など、余裕を持った作業

(3) 熱中症予防

ア 農林水産省 MAFF アプリによる熱中症警戒アラートを活用し、作業当日の危険性を確認する。

・農林水産省 HP (MAFF アプリについて) ↓

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/maff-app.html>

イ こまめな休憩、水分補給

ウ 機能性の高い作業ウェアなど熱中症予防グッズの活用

(4) 安全意識の向上

ア 作業員への、家族や仲間からの「声かけ」(注意喚起)実施

イ 事故に備えた服装での作業(草刈り作業時のゴーグル、安全靴等)の実施

(5) 万一の事故に備えた労災保険特別加入制度への加入促進

4 推進方法

(1) 農作業安全講習会等の実施

栃木県農作業安全対策推進協議会^{注1}等と連携し、農作業安全講習会等を実施する。

(2) 話題提供やチラシ等による啓発

農業者が集まるあらゆる機会をとらえ、農作業安全の話題提供やチラシ^{注2}の配布等により、安全意識の向上を図る。

(3) ホームページや SNS を活用した啓発

県ホームページや県農政部 SNS において農作業安全対策について、啓発を図る。

注1 構成員は、栃木県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会栃木県本部、全国共済農業協同組合連合会栃木県本部、栃木県農業共済組合、栃木県農業機械商業協同組合、栃木県農業機械士会、栃木県

注2 チラシ等は、県ホームページ (<http://www.pref.tochigi.lg.jp/g04/nousagyouanzen.html>) からダウンロードして御活用願います。